

別表

1 補助単価

区分	補助単価	補助基準額算定方法
間接撮影 レンズカメラ	円 4 5 4	受診人数×補助単価
間接撮影 70mmミラーカメラ	4 7 8	〃
間接撮影 100mmミラーカメラ	5 0 6	〃
直接撮影	5 0 6	〃
その他の撮影 (デジタル撮影等)	5 0 6	〃

2 対象経費

法第53条の2第1項の規定による健康診断に必要な次に掲げる経費とする。
(但し、業務に従事する者を除く)

- (1) 報酬
- (2) 賃金
- (3) 報償費(報償金を含む。)
- (4) 需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費及び医薬材料費に限る。)
- (5) 役務費(通信運搬費、手数料及び損害保険料に限る。)
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 公課費